

きのこ等の特用林産物に関する取組

きのこ原木・菌床用培地の安全基準の設定

- 食品の基準値(100 Bq/kg)を超えないきのこが生産されるよう、きのこ原木・菌床用培地の「当面の指標値」を設定

	当初 (Bq/kg)	現行 (Bq/kg)
きのこ原木	150	50
菌床用培地	150	200

生産現場における取組

- 安全なきのこ原木の確保 (安全な原木の購入支援、需給マッチング)
- 汚染低減の支援 (原木除染、簡易ハウス導入、汚染低減技術の普及)
- 検査の強化
都道府県にきのこ原木等の状況の点検や原木きのこ等の特用林産物の出荷前検査を要請
- 野生きのこ・山菜の採取に関する情報提供
ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



29

平成24年4月以降の検査結果(9月30日現在)

- 平成24年4月以降、原木しいたけや山菜では基準値を超過したものがある状況。
- 平成24年4月以降、菌床しいたけで基準値を超過したものはない。
出荷制限指示(平成24年9月30日時点)
 - 原木しいたけ(露地栽培) : 6県(93市町村)
 - 原木しいたけ(施設栽培) : 4県(15市町)
 - 山菜(たけのこ・くさそてつ等) : 6県(85市町村)

	検査点数	基準値超過点数	超過割合 下段:24年3月まで
原木しいたけ	823	200	24.3 % (33%)
菌床しいたけ	385	0	0 % (2.5%)
山 菜	1, 624	193	11.9% (26%)

(注) 平成24年9月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき集計。

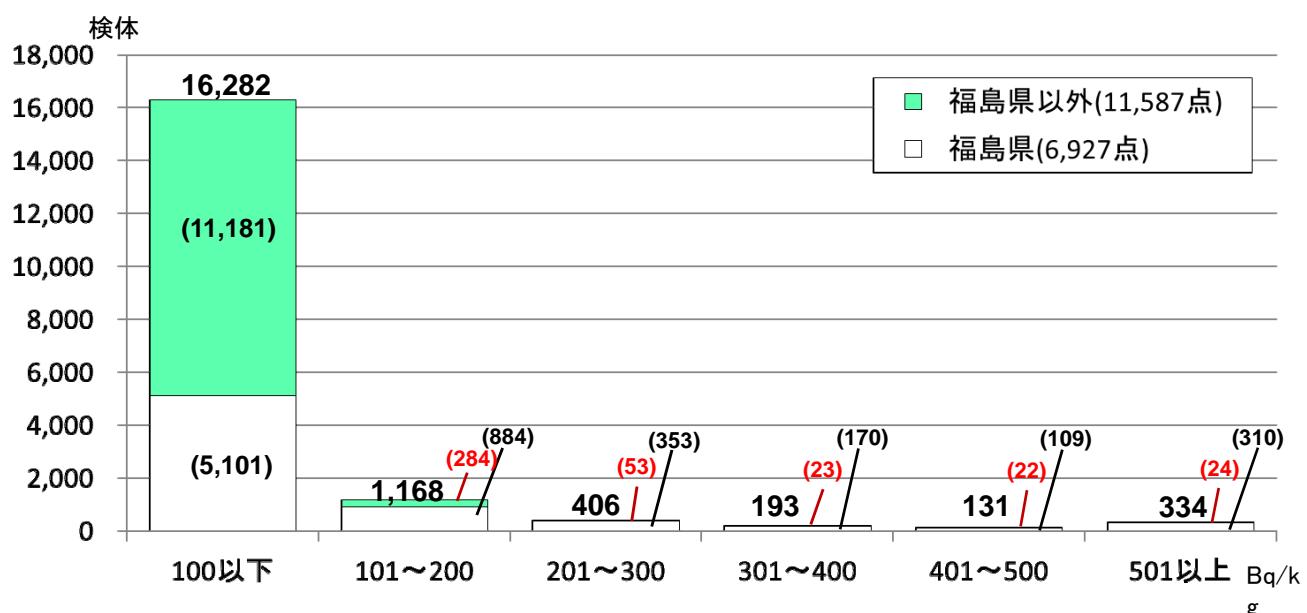
30

各品目の対応 (5) 水産物

31

水産物の調査結果(全国:18,514点)

- 水産物では、87.9% (18,514検体中16,282検体) が100 Bq/kg以下



(注)・平成24年9月30日までに水産庁が公表したデータを基づき作成。

・福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝(シライトイカバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)及びキチジを対象とした試験操業を除く。)

32

水産物に関する取組(調査)

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・過去に50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・近隣県の調査結果を参考

水産物の調査の考え方

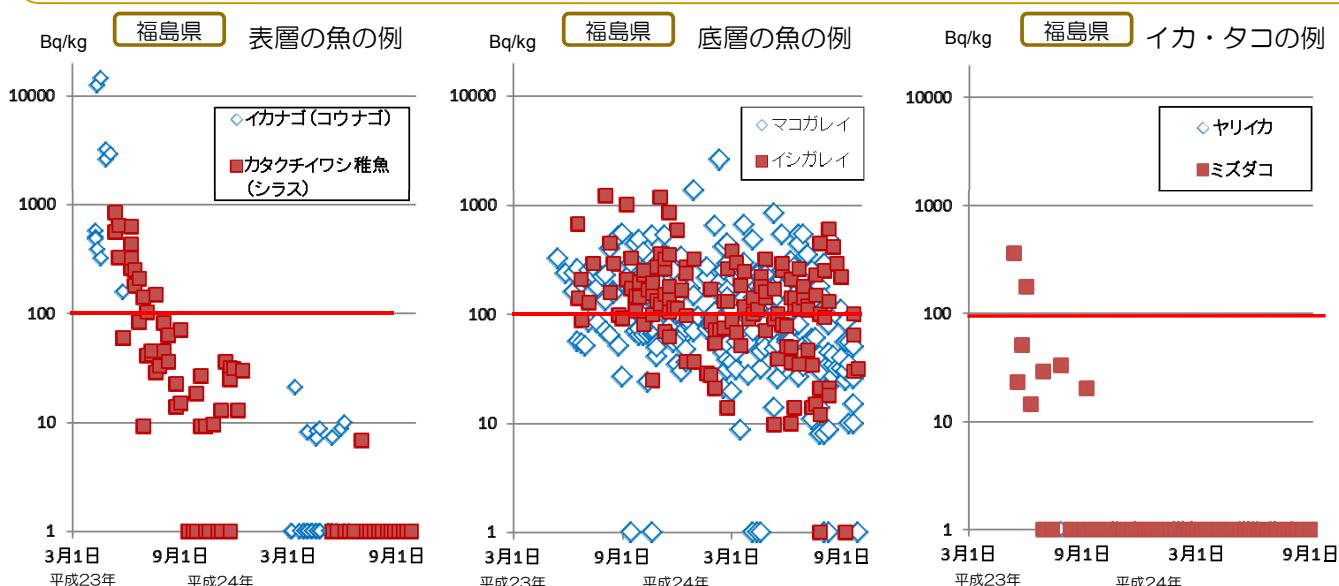
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。
沿岸性魚種等(例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港において検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種(例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港において検体採取。

(注) 平成24年9月30日現在

33

水産物と放射性セシウム(海面)

- シラスなどの表層の魚では、時間の経過とともに基準値を下回る状況。カレイやヒラメ等の底魚を中心として、現在でも基準値を上回る値を示す魚種が存在。また、イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類でも基準値を下回る状況。
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係。



(注) 平成24年9月30日現在

(注) 福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝(シライマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)及びキチジを対象とした試験操業を除く。)

34

水産物に関する出荷制限

- 食品の放射性セシウム基準値を超えるか、かつ地域的な広がりが認められる水産物について、原子力災害対策本部長が関係都道府県知事に対し当該水産物の出荷制限等を指示

摂取・出荷制限

	海面	内水面
福島県	—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

	海面	内水面
青森県	マダラ(青森県太平洋海域)	
岩手県	マダラ(岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ、ウグイ(一部の河川等)
宮城県	マダラ(1kg以上の魚・宮城県沖)、スズキ、ヒガソフグ、ヒラメ、クロダイ(金華山以南の宮城県沖)	イワナ、ウグイ、ヤマメ(一部の河川等)
福島県	ヒラメ等40魚種(福島県沖)	アユ、イワナ、ウグイ、コイ、フナ、ヤマメ、ウナギ(一部の河川等)
茨城県	シロメバル、スズキ、ニベ、コモンカスベ、イシガレイ(茨城県沖)、ヒラメ(北緯36度38分以北の茨城県沖)	アメリカナマズ、ウナギ、ギンブナ(一部の河川等)
栃木県	—	イワナ、ウグイ、ヤマメ(一部の河川等)
群馬県	—	イワナ、ヤマメ(一部の河川等)
千葉県	—	ギンブナ(手賀沼)

(注) 平成24年9月30日現在

35

水産物に関する取組(自主規制)

- 福島県や近隣の宮城県及び茨城県では、食品の基準値(100Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施

福島県等における自主規制措置

福島県

福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チジミエゾラボラ、エゾラボラモドキ及びナガバイ)及びキチジを対象とした試験操業を除く。)

宮城県

一部海域でアイナメの水揚自粛

茨城県

海域別にアイナメ、ヒガソフグ及びアカエイ等の生産自粛

(注) 平成24年9月30日現在

36

消費者への情報提供について

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。
- これにより、放射性物質の調査の情報を消費者にわかりやすく伝達。

生鮮水産物の产地表示について

